

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表

令和7年4月1日~

サービスコード	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定期
種類	項目						
A2 1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合 1176単位 (2)1週に2回程度の場合 2349単位 (3)1週に2回を超える程度の場合 3727単位 ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 (2)生活援助が中心である場合 (3)短時間の身体介護が中心である場合	日割の場合	÷ 30.4日	39単位	39	1月につき
A2 2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合	÷ 30.4日	77単位	77	1月につき
A2 1211	訪問型独自サービス12		日割の場合	÷ 30.4日	123単位	123	1月につき
A2 2211	訪問型独自サービス12日割		日割の場合	÷ 30.4日	123単位	123	1月につき
A2 1321	訪問型独自サービス13		日割の場合	÷ 30.4日	179単位	179	1月につき
A2 2321	訪問型独自サービス13日割		日割の場合	÷ 30.4日	220単位	220	1月につき
A2 2411	訪問型独自サービス21		日割の場合	÷ 30.4日	163単位	163	1月につき
A2 2511	訪問型独自サービス22		日割の場合	÷ 30.4日	12単位減算	-12	1月につき
A2 2621	訪問型独自サービス23		日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1月につき
A2 1411	訪問型独自短時間サービス		日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1月につき
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合 (2)1週に2回程度の場合 (3)1週に2回を超える程度の場合 ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 (2)生活援助が中心である場合 (3)短時間の身体介護が中心である場合	日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1月につき
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合	÷ 30.4日	23単位減算	-23	1月につき
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1月につき
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	÷ 30.4日	37単位減算	-37	1月につき
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1月につき
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合	÷ 30.4日	3単位減算	-3	1月につき
A2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		日割の場合	÷ 30.4日	2単位減算	-2	1月につき
A2 C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		日割の場合	÷ 30.4日	2単位減算	-2	1月につき
A2 C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		日割の場合	÷ 30.4日	2単位減算	-2	1月につき
A2 C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		日割の場合	÷ 30.4日	2単位減算	-2	1月につき
A2 D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合 (2)1週に2回程度の場合 (3)1週に2回を超える程度の場合 ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 (2)生活援助が中心である場合 (3)短時間の身体介護が中心である場合	日割の場合	÷ 30.4日	12単位減算	-12	1月につき
A2 D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割		日割の場合	÷ 30.4日	23単位減算	-23	1月につき
A2 D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1月につき
A2 D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合	÷ 30.4日	37卖位減算	-37	1月につき
A2 D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		日割の場合	÷ 30.4日	1卖位減算	-1	1月につき
A2 D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割		日割の場合	÷ 30.4日	3卖位減算	-3	1月につき
A2 D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21		日割の場合	÷ 30.4日	2卖位減算	-2	1月につき
A2 D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22		日割の場合	÷ 30.4日	2卖位減算	-2	1月につき
A2 D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23		日割の場合	÷ 30.4日	2卖位減算	-2	1月につき
A2 D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		日割の場合	÷ 30.4日	2卖位減算	-2	1月につき
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行なう場合 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合 (2)1週に2回程度の場合 (3)1週に2回を超える程度の場合 ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 (2)生活援助が中心である場合 (3)短時間の身体介護が中心である場合	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行なう場合	所定単位数の10%減算			1月につき
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者等にサービスを行なう場合	所定単位数の15%減算			
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		事業所と同一建物の利用者等にサービスを行なう場合	所定単位数の12%減算			
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算		所定単位数の15%加算				1月につき
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算				1月につき
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算				1月につき
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		所定単位数の10%加算				1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算				1月につき
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算				1月につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の5%加算				1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者のへのサービス提供加算	所定単位数の5%加算				1月につき
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算				1月につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算		200単位加算	200	200	200	1月につき
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ		100単位加算	100			
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		200単位加算	200			
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	50	1月につき
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	△ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000 加算			1月につき
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000 加算			
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000 加算			
A2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000 加算			